

2010

5

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部



CONTENTS

平成22年度	
労働基準行政の重点対策	2
埼玉労働局人事異動	7
平成22年4月1日から	
雇用保険制度が変わりました！	9
就業規則への記載はもうお済みですか	10
賃金相談のご案内	11

平成22年度	
労働保険年度更新説明会のお知らせ	12
平成22年度	
労働保険年度更新集合受付のお知らせ	13
全国安全週間説明会日程	15
各種講習会・行事	15

(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

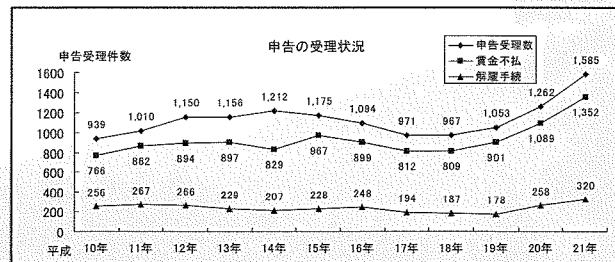
平成22年度 労働基準行政の重点対策 埼玉労働局労働基準部

厳しい経済・雇用情勢が続くことが見込まれる中で、全ての労働者が適正な労働条件下で、安心・納得して安全かつ健康に働くことができるよう、労働条件の確保・改善対策、職場における安全と健康の確保対策及び迅速・適正な労災補償などを積極的に推進します。

労働条件の確保・改善のために

申告等の迅速・的確な対応

- 労働基準関係法令上の問題が認められる賃金不払、解雇等に係る労働者等からの申告・相談、また、倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者への未払賃金立替払について、迅速・的確に対応します。

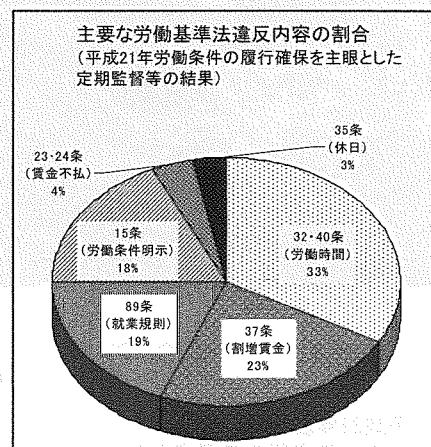


※同一の申告で「賃金不払」と「解雇手続」が含まれる場合があるため、「賃金不払」と「解雇手続」の合計は、申告受理件数と合致しない。

法定労働条件の履行確保

- 監督指導における主要な労働基準法

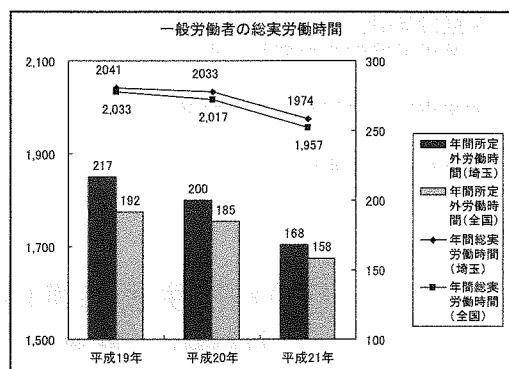
違反の状況は、労働時間が全体の3分の1を占め、次いで割増賃金、就業規則、労働条件明示となっています。このため、法定労働条件の履行確保に向けて長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消等について、監督指導等により是正改善の徹底を図ります。



改正労働基準法の定着

- 長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的として、1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の2割5分から5割への引き上げ（中小企業を除く）、時間単位による年次有給休暇の取得などについて改正された「労働基準法の一部を改正する法律」

（平成22年4月1日施行）の定着を図ります。



多様な働き方が可能となる労働環境の整備

- 労働時間等設定改善指針の周知や、労働時間等の設定改善に向けた労働時間設定改善コンサルタントの助言・援助等によって、多様な働き方を可能とする労働環境の整備を図ります。

最低賃金等の履行確保のために

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も
■埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、及び特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の履行を確保するため、あらゆる機会を通じ周知に努め、また効果的な監督指導を実施します。

種類	時間額(円)	発効日
埼玉県最低賃金	735	21.10.17
非鉄金属製造業	810	
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業	814	
輸送用機械器具製造業	825	21.12.10
光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業	822	
各種商品小売業	785	
自動車小売業	824	

■最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、「最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）」を2通作成し、所轄の労働基準監督署を経由して埼玉労働局長に提出して下さい。

減額特例を受けられる 労 働 者	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
	試の使用期間中の者
	基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者
	軽易な業務に従事する者
	断続的労働に従事する者

家内労働法を守りましょう！

■ 家内労働を委託する場合の最低工賃は、事業の種類・作業ごとに決められています。

最低工賃については、委託者団体、広報機関等を通じて周知に努めます。

また、家内労働者への工賃支払や家内労働手帳の交付の徹底など、家内労働法の履行確保に努めます。

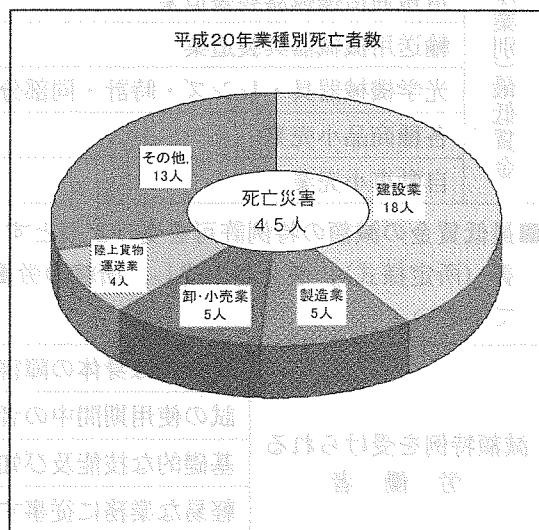
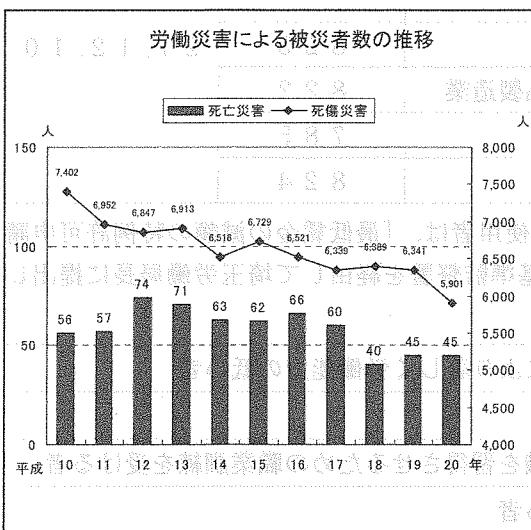
事業の種類	作業等
電気機械器具製造業	リード線、トランス、印刷回路基盤等の穴通し、はんだ付け等の作業
足袋製造業	並級の4枚こはぜの婦人用足袋の縫い、仕上げ等の作業
縫製業	まつり、カギホック付け、ボタン付け等の作業
紙加工品製造業	組立箱の組立、サックはり箱の折曲、のり付けの作業
革靴製造業	紳士靴及び婦人靴の製甲及び底付けの作業

労働災害防止のために

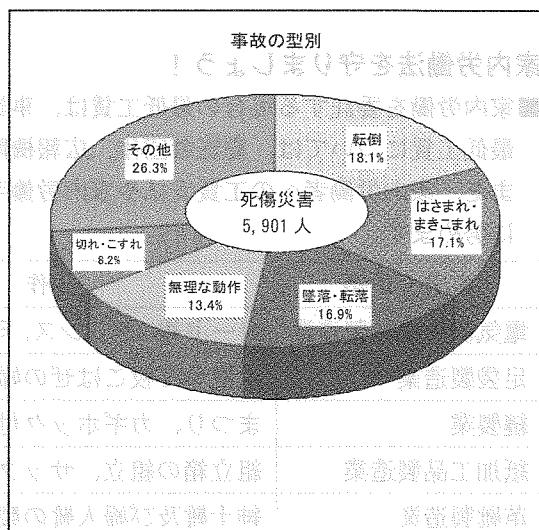
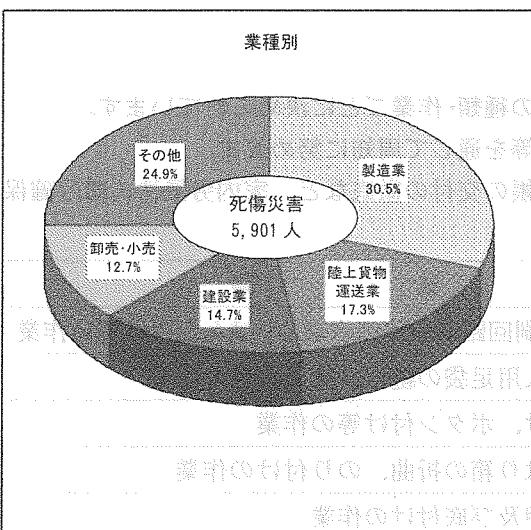
「災害ゼロからリスクゼロ」を目指して皆勤社会を実現せん！企画連携でやさす埼玉第11次労働災害防止計画の推進

■労働災害の減少を図るために、平成20年度に策定した埼玉第11次労働災害防止計画（平成20～24年度迄の5ヶ年計画）に基づき、計画の最終年である平成24年において、目標を達成

- ① 死亡災害については、平成19年と比較して20%以上減少させること
- ② 休業4日以上の災害については、平成19年と比較して15%以上減少させること
- ③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させることを目標に設定し、労働者の安全と健康確保対策を進めることとしています。



平成21年死傷（休業4日以上）災害の業種別・事故の型別内訳



注1) 死傷者数は、平成18年までは労災保険給付データ、平成19年からは労働者死傷病報告のデータにより集計したものである。

注2) 平成21年の死傷（休業4日以上）災害は、平成22年1月末現在での未確定数値である。

注3) 平成21年の死亡災害は、平成22年3月9日現在での速報値である。

リスクアセスメントの促進

■平成22年度においては、労働災害が多発している業種や事業場を重点に、機械災害や墜落・転落等の災害防止対策を一層推進するとともに、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進など、事業場の自主的安全衛生活動の取組を促進します。

リスクアセスメントの実施について

- 事業主は、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければなりません。(労働安全衛生法第28条の2)
- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表しています。(埼玉労働局ホームページから厚生労働省の該当ページにリンクできます。)

参考文献・資料

QISによる労働災害の早期発見

QISによる労働災害の早期発見

快適職場と健康確保のために

心身とも健康で働く職場に向けて

過重労働による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策

- 働く人の健康確保のため、過重労働による健康障害防止対策及び職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度の周知徹底を図ります。

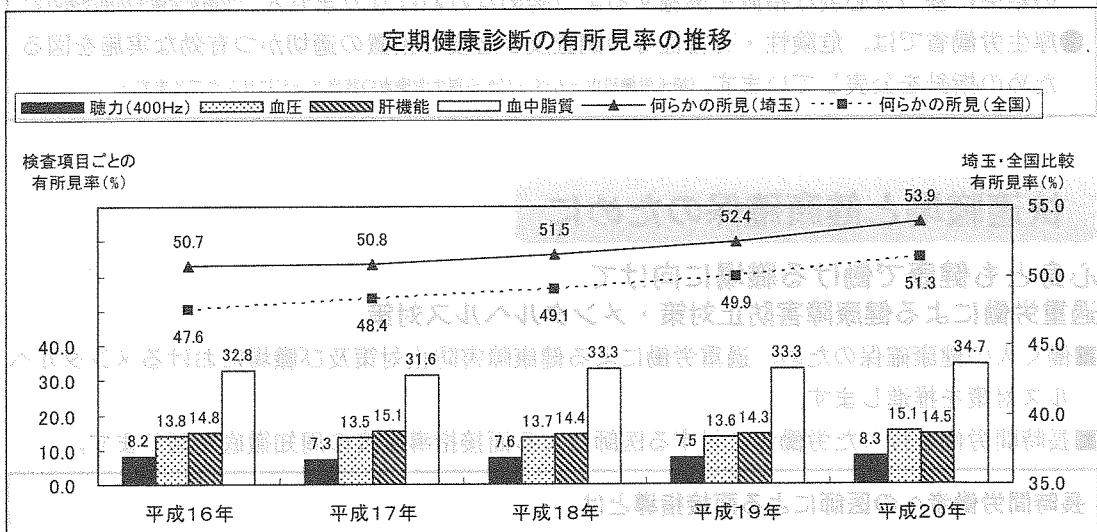
長時間労働者への医師による面接指導とは

- 事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。
 - 事業者は、次の①又は②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。
 - ①長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合等）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）
 - ②事業場で定める基準に該当する労働者
 - 面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- ※労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を埼玉労働局ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

- 厚生労働省では、事業場において労働者の心の健康の保持促進のための措置が適切かつ有效地に実施されるよう「メンタルヘルス指針」(平成18年3月策定)を公表しています。
- 県内の各地地域産業保健センターにおいては、事業場及び労働者からの過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスについての「健康相談」に無料で応じています。
- また、埼玉産業保健推進センターでは「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、事業場のメンタルヘルス対策についてのアドバイスなどを行っています。

健康確保対策

■定期健康診断の実施結果によると、何らかの所見を有する者(有所見者)の割合(有所見率)は年々増加しており、過半数を超えております。また、定期健康診断の結果異常所見があると診断された場合は、事業者は医師等から意見を聴いたり事後措置の検討なども必要となります。このため、小規模事業場については、地域産業保健センターの「健康相談」や「個別訪問産業保健指導」を利用した健康確保の活動を支援します。また、事業場における産業保健スタッフ(産業医・衛生管理者等)の産業保健活動を活性化するため、埼玉産業保健推進センターの活用を促進します。



■アスベスト健康障害対策については以下の対策を中心に推進します。

- ・石綿使用建築物等の解体時等におけるばく露防止対策の徹底
- ・アスベスト製品の製造等全面禁止の徹底
- ・石綿健康診断の実施等による健康管理対策及び健康管理手帳制度の周知

■粉じん障害防止の総合対策に基づきじん肺の予防対策を推進するとともに、熱中症の防止、酸素欠乏症等の防止対策を推進します。

快適職場づくりを応援します

■職場の快適化を進めることは、労働災害の防止にも繋がります。各事業場が自主的に職場環境の改善に取り組むことを行政が支援する「快適職場推進計画認定制度」に基づき、埼玉労働局長の認定を受ける事業場が増えています。引き続き、同制度を広報し、事業場の積極的な取組を支援します。

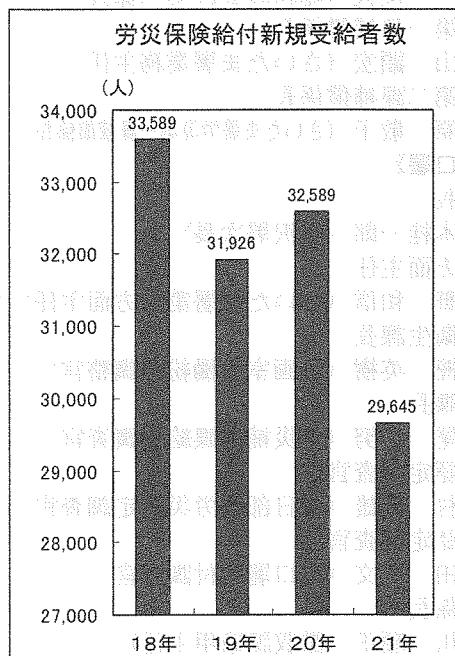
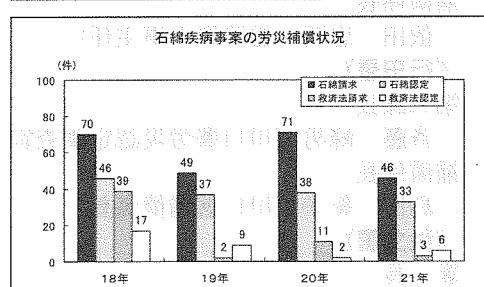
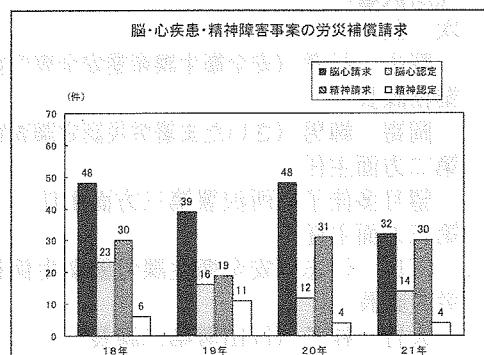
(申請先: 埼玉快適職場推進センター)(*埼玉労働基準協会連合会内です。) 埼玉労働局長の認定を受ける事業場が増えています。引き続き、同制度を広報し、事業場の積極的な取組を支援します。

迅速・適正な労災補償のために

平成21年における労災保険給付全体の新規受給者数は約3万人と、全国的にも高い数値を示しています。また、脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案に係る労災請求件数は、前年と比べて全ての事案が減少しているものの、依然として高い水準にあります。

これら労災請求に対して、早期処理のための組織的取組を一層推進すること等により、迅速・適正な保険給付事務を進めていきます。

また、特別遺族給付金の請求期限が石綿救済法の改正により、平成24年3月27日までに延長されたことから、引き続き労働者に対し、改正法の内容をはじめとして石綿関連疾患に係る補償（救済）制度の周知の徹底を図り、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨に努めます。



埼玉県労働局人事異動

平成22年4月1日付()は旧官職
《総務部総務課》
 課長 菅谷 賢一(川越署長)
 人事計画官 永堀 昌一(秩父署長)
 課長補佐(会計2) 矢島 栄(労災補償課労災監察官)
 会計第一係長 金田 清子(徴収課事務組合指導係長)
 会計第二係長

武藤千栄子(行田署補償係長)

《総務部企画室》

労働紛争調整官 宮尾 薫子(川口署第一方面主任)

労働紛争調整官 生木谷忠司(春日部署第三方面主任)

《総務部徴収課》

課長補佐 浅賀 次夫(労災補償課労災保険審査官)

事務組合指導第一係長 齊藤 千恵子(さいたま署労災第一課補償係長)

事務組合指導第二係長 栗原 利明(春日部署労災第二課補償係長)

《さいたま署》

業務課長

廣澤 賢（所沢署業務課長）

第二方面主任

川又 裕子（春日部署第二方面主任）

第五方面主任

武田 静夫（さいたま署第一方面）

労災第二課長

笹本 孝弘（川越署労災課長）

労災認定調査官

阿部 真一郎（熊谷署給付調査官）

労災認定調査官

工藤 浩一（さいたま署給付調査官）

給付調査官

駒 悅夫（総務課会計第二係長）

労災第一課補償係長

丸山 顕宏（さいたま署業務主任）

労災第二課補償係長

松原 敬子（さいたま署労災第一課補償係長）

《川口署》

次 長

松本桂一郎（所沢署次長）

第一方面主任

茂野 和信（さいたま署第二方面主任）

安全衛生課長

富樫 英樹（企画室労働紛争調整官）

労災課長

宮尾 努（労災補償課給付調査官）

労災認定調査官

中村 義雄（春日部署労災認定調査官）

労災認定調査官

増田 博文（川口署給付調査官）

業務係長

中川 順正（徴収課適用主任）

《熊谷署》

第一課長

朝長亮一郎（所沢署第二方面主任）

給付調査官

石川 正美（監督課指導係長）

《川越署》

署 長

森田 富久（企画室長）

次 長

井手 章（川口署次長）

業務課長

角入 則夫（さいたま署労災認定調査官）

労災課長

岡本 明子（川越署業務課長）

労災認定調査官

小津 勇（川越署給付調査官）

《春日部署》

第二方面主任

武田 昌代（監督課監督係長）

第三方面主任

廣川 圭介（川越署第四方面主任）

第四方面主任

佐藤 智和（さいたま署第五方面主任）

労災認定調査官

阿部 真久（総務課会計第三係長）

労災第一課補償係長

布施 博英（所沢署補償主任）

労災第二課補償係長

細井 俊治（さいたま署労災第一課補償主任）

《所沢署》

次 長

野中 信孝（安全衛生課産業安全専門官）

業務課長

岡嶋 輝男（さいたま署労災認定調査官）

第二方面主任

望月多佳子（所沢署第三方面主任）

第三方面主任

江口 仁志（安全衛生課労働衛生係長）

労災課長

大竹 桂子（行田署第二課長）

補償係長

依田 忠明（総務課人事主任）

《行田署》

第二課長

斎藤 峰男（川口署労災認定調査官）

補償係長

島田 彰子（川口署補償係長）

《秩父署》

署 長

坪内 幸一（監督課監察監督官）

●3月31日付け退職

小林 定夫（労災補償課主任労災保険審査官）

福田 良一（労災補償課労災管理調整官）

村田 和子（賃金室賃金指導官）

●4月1日付け転出

山梨局

青木 隆広（熊谷署第一課長）

北海道局

阿部 香矢（春日部署第四方面主任）

●年金第三者委員会派遣（春季）

総務省年金記録確認課

埼玉地方第三者委員会事務室

増田 政夫（労災補償課労災補償訟務官）

事業主の皆様へ

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大(平成22年4月1日施行)

◇短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【新】 ○ 31日以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただきますようお願いします。

雇用保険料率の変更(平成22年4月1日施行)

◇失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

(一般の事業主の場合：0.8%(平成21年度1年間の暫定措置) → 1.2%(平成22年度)を労使折半)

◇この他、事業主から雇用保険二事業に係る雇用保険料率(平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%)を負担していただく必要があります。

⇒平成22年度の雇用保険料率(一般の事業) 1.55% (事業主負担分：0.95%、労働者負担分：0.6%)

雇用保険に未加入とされた方の追溯適用期間の改善(今後施行予定)

○施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の追溯適用が可能となります。

(※)施行日とは…公布日(平成22年3月31日)から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。

また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

～平成22年6月より育児・介護休業法が改正～

就業規則への記載はもうお済みですか

仕事と家庭の両立支援対策を充実するために、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）」が、平成21年6月24日に成立、平成21年7月1日に公布され、その主たる改正事項が平成22年6月30日から施行されます。

改正のポイントは下表のとおりです。

各企業におかれましては、企業内の制度について必要な見直しを行い、改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）に合わせ、就業規則等を早急に整備してください。

－改正のポイント－

改 正 事 項	改 正 前	改 正 後
①育児期の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化	事業主がいくつかの措置の中から1つ選択して措置することが義務化されています。	3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務制度及び所定外労働の免除が義務化されます。
②看護休暇制度の拡充	小学校就学前の子がいる場合、年5日	小学校就学前の子が1人の場合年5日、2人以上の場合年10日の看護休暇が付与されます。
③男性の育児休業取得促進策の導入	—	父母ともに育児休業をする場合の特例（パパ・ママ育休プラス）の創設や、専業主婦（夫）家庭の夫（妻）を労使協定で対象外とできる仕組みの廃止などが実施されます。
④介護休暇制度の創設	—	要介護状態にある対象家族の介護等を行うため、対象家族が1人の場合年5日、2人以上の場合年10日の介護休暇が付与されます。
⑤育児・介護休業期間等の通知	—	育児休業・介護休業申出に対し、事業主は、休業期間等を書面等で通知しなければなりません。

賃金相談のご案内

埼玉労働局労働基準部賃金室

あなたが企業の担当者の方などの、賃金制度・退職金制度の整備・改善に関する相談に無料で応じております。

賃金相談員は、非常勤の国家公務員として守秘義務を負っており、相談に関する秘密は守られます。お気軽にご利用下さい。

○相談できる内容について

賃金制度・退職金制度の整備・改善にすることなら何でも結構です。

例えば、

基本給や諸手当の決め方

賃金・賞与・退職金制度の決め方

初任給や昇給の決め方

適格年金制度からの移行問題について

○相談員及び相談日について

埼玉労働局賃金相談員は、社会保険労務士の鈴木龍彦氏です。

相談日は、原則として毎月第2、第4水曜日となっております。

相談は埼玉労働局庁内で行います。

時刻は、午前9時から午後4時まで（12時から1時までは休憩）です。

○相談の申し込みについて

「賃金相談申込書」に相談内容と希望日時をご記入の上、下記連絡先あてファックスして下さい。

相談は申し込み順にお受けします。

（「賃金相談申込書」は下記連絡先に請求して下さい。）

連絡先 さいたま市中央区新都心11-2

ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局労働基準部賃金室

電話番号 048-600-6205

FAX番号 048-600-6225

平成22年度 労働保険年度更新説明会のお知らせ

事業主のみなさま、労働保険料の申告・納付に関する年度更新手続きについて下記の日程で、説明会を開きますのでご利用ください。

なお、備考欄に「統一説明会」としてあるのは、労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新と社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者報酬月額算定基礎届の説明を実施します。

月日	時 間	会 場	所 在 地	説明事業	備 考
6.10 (木)	14:00~15:00 労働保険 15:00~16:00 社会保険	行田市商工センター 401号室	行田市忍2-1-8	継続事業	統一説明会
6.11 (金)	14:00~15:30 社会保険 13:30~15:00 労働保険 15:00~16:15	深谷市産業会館 大ホール 川越市民会館・やまぶき会館 中ホール	深谷市仲町20-1 川越市郭町1-18-7	継続事業 継続事業	○統一説明会
6.14 (月)	14:00~15:30 労働保険 15:00~16:00 社会保険	新座市商工会館 3階大会議室 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1	新座市野火止1-9-62 熊谷市拾六間111-1	継続事業 建設事業	
6.14 (月)	14:00~15:00 労働保険 15:00~16:00 社会保険	熊谷文化創造館さくらめいと 太陽のホール	熊谷市拾六間111-1	継続事業	統一説明会
	13:30~15:30 社会保険	株久喜菖蒲工業団地管理センター	久喜市河原井町191	継続事業	
6.15 (火)	14:00~15:30 労働保険 15:30~17:00 社会保険	さいたま市民会館おおみや 大ホール	さいたま市大宮区下町3-47-8	継続事業	○統一説明会
	14:00~15:30 労働保険 15:30~17:00 社会保険	川口総合文化センター メインホール	川口市川口3-1-1	継続事業	○統一説明会
	14:00~15:30 社会保険	本庄商工会議所 大ホール	本庄市朝日町3-1-35	継続事業	
	13:30~16:00 (15:00~ 労働保険)	所沢市民文化センター ミューズ小ホール	所沢市並木1-9-1	継続事業	○統一説明会
6.16 (水)	14:00~15:30 雇用保険説明会場		さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	建設事業	
	14:00~15:15 社会保険	川越合同庁舎 4階共用第二会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎	建設事業	
	13:30~15:10 15:25~16:30 労働保険	春日部市民文化会館 小ホール	春日部市粕壁東2-8-61	継続事業	○統一説明会
6.17 (木)	14:00~15:30 労働保険 15:30~17:00 社会保険	埼玉会館 大ホール	さいたま市浦和区高砂3-1-4	継続事業	○統一説明会
	14:00~15:15 社会保険	東松山市民文化センター 大会議室	東松山市六軒町5-2	継続事業	
	14:00~15:30 労働保険	ワーカヒルズ羽生 大会議室	羽生市下羽生1014-1	継続事業	
	10:00~11:45 労働保険	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24	建設事業	
6.18 (金)	14:00~15:30 社会保険	鴻巣市文化センター 3階大会議室(A、B)	鴻巣市中央29-1	継続事業	
	14:00~15:30 労働保険	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2	建設事業	
	13:30~15:10 15:25~16:30 労働保険	サンシティホール越谷 小ホール	越谷市南越谷1-2876-1	継続事業	○統一説明会
	13:30~14:30 社会保険 14:30~15:30 労働保険	横瀬町町民会館	秩父郡横瀬町横瀬2000	継続事業	○統一説明会

平成22年度 労働保険年度更新集合受付のお知らせ

事業主のみなさま、労働保険料の申告・納付の手続きを下記の日程で、集中して受付しますのでご利用ください。(各会場で受付時間が異なります)

なお、労働基準監督署以外の会場は、集合受付日の当日のみの受付です。

下記日程の集合受付会場をご利用できない場合は、随時、労働基準監督署又は、埼玉労働局で申告されますようご案内します。

月日	時 間	会 場	所 在 地
7. 2 (金)	9:00~15:00	ランド・アクシス・タワー 14階大会議室	さいたま市中央区新都心11-2
	9:00~15:00	本庄公共職業安定所	本庄市中央2-5-1
	9:00~15:00	川越公共職業安定所 4階会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
	9:00~15:00	飯能公共職業安定所	飯能市双柳94-15
7. 5 (月)	9:00~15:00	川口公共職業安定所	川口市青木3-2-7
	9:00~15:00	所沢商工会議所	所沢市元町27-1
	9:00~15:00	行田公共職業安定所	行田市長野943
	9:00~15:00	越谷公共職業安定所	越谷市東越谷1-5-6
	10:00~15:00	新座市商工会館 2階会議室	新座市野火止1-9-62
7. 6 (火)	13:30~15:00	飯能市東吾野公民館 第2学習室	新座市虎秀14-5
	9:00~15:00	東松山公共職業安定所	東松山市上野本1088-4
	9:00~15:00	秩父公共職業安定所	秩父市下影森1002-1
	9:00~15:00	草加公共職業安定所	草加市弁天4-10-7
	9:30~16:00	さいたま労働基準監督署 14階 署会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
	9:30~16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
7. 7 (水)	10:00~15:30	狭山市立勤労福祉センター 1階集会室	狭山市下広瀬800 智光山公園内
	9:00~15:00	ランド・アクシス・タワー 14階大会議室	さいたま市中央区新都心11-2
	9:00~15:00	埼玉県消費生活支援センター熊谷 2階	熊谷市箱田5-13-1
	9:00~15:00	春日部公共職業安定所	春日部市下大増新田61-3
	9:00~15:00	朝霞公共職業安定所	朝霞市三原1-3-1
	9:30~16:00	さいたま労働基準監督署 14階 署会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
	9:30~16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
	9:30~16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
	9:30~16:00	川越労働基準監督署 4階共用第二会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
	9:30~16:00	春日部労働基準監督署	春日部市南3-10-13
	9:30~16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24

7. 7 (水)	10:00~15:30	草加商工会議所 第1会議室	草加市中央2-16-10
	10:00~15:30	飯能商工会議所 3階ホール	飯能市本町1-7
7. 8 (木)	9:30~16:00	さいたま労働基準監督署 14階 署会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
	9:30~16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
	9:30~16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
	9:30~16:00	川越労働基準監督署 4階共用第二会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
	9:30~16:00	春日部労働基準監督署	春日部市南3-10-13
	9:30~16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢地方合同庁舎3階
7. 9 (金)	9:30~16:00	行田労働基準監督署	行田市桜町2-6-14
	9:30~16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24
	10:00~15:30	越谷産業会館 地下第1会議室	越谷市中町7-17
	9:30~16:00	さいたま労働基準監督署 14階 署会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
	9:30~16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
	9:30~16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
7. 12 (月)	9:30~16:00	川越労働基準監督署 4階共用第二会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
	9:30~16:00	春日部労働基準監督署	春日部市南3-10-13
	9:30~16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢地方合同庁舎3階
	9:30~16:00	行田労働基準監督署	行田市桜町2-6-14
	9:30~16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24
	10:00~15:30	三郷市商工会 第1会議室	三郷市花和田650-4
7. 13 (火)	9:30~16:00	さいたま労働基準監督署 14階 署会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
	9:30~16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
	9:30~16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
	9:30~16:00	川越労働基準監督署 4階共用第二会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
	9:30~16:00	春日部労働基準監督署	春日部市南3-10-13
	9:30~16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢地方合同庁舎3階
7. 14 (水)	9:30~16:00	行田労働基準監督署	行田市桜町2-6-14
	9:30~16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24

*受付会場へは、次の書類をご持参してください。

- 1 概算・確定保険料申告書
- 2 同封の平成21年度確定保険料算定基礎賃金集計表（平成21年4月分～平成22年3月分）
- 3 一括有期事業（林業・建設業）は、一括有期事業報告書等（上記集計表・報告書等は、独自にパソコン等で作成したものでも可能です）
- 4 事業主印（持ち出し可能の場合）
なお、会場の都合上、自動車でのご来場はご遠慮ください。

全国安全週間説明会日程

協会名	月 日	会 場	協会名	月 日	会 場
浦 和	6/3	志木市民会館	熊 谷	6/8 (午前)	寄居町商工会館
	6/4	朝霞市民会館		6/8 (午後)	深谷市産業会館
	6/7	浦和コミュニティセンター		6/9 (午後)	熊谷市立勤労会館
川 口	6/2	川口総合文化センター (リリア)	川 越	6/10 (午前)	児玉総合文化会館
	6/8	鴻巣市文化センター		6/10 (午後)	本庄商工会議所
大 宮	6/9	富士電機機器制御株	川 越	6/10	埼玉医科大学 かわごえクリニック会議室
	6/10	さいたま市産業振興会館		6/11	東松山市紫雲閣
	6/10	伊奈町商工会館	春日部	6/2	久喜菖蒲工業団地 管理センター
	6/11	桶川市勤労福祉会館		6/3	春日部商工振興センター
	6/15	UDトラック(株)社員クラブ (旧日産ディーゼル(株))		6/8	草加市文化会館
	6/18	北本市文化センター	行 田	6/3	ワーカーヒルズ羽生
所 沢	6/3	狭山市民会館	秩 父	6/初旬	(未定)

◆ 各種講習会・行事 ◆

講 習 の 種 類		開 催 月/日	開 催 場 所	主・共催者
技 能 講 習 等	石綿作業主任者	5/6・7	N Vビル(北浦和)	連合会
		5/18・19・20	N Vビル(北浦和)	連合会
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	6/2・3・4	N Vビル(北浦和)	連合会・浦 和
		7/14・15・16	N Vビル(北浦和)	連合会
	有機溶剤作業主任者	6/7・8	N Vビル(北浦和)	連合会
		7/26・27	N Vビル(北浦和)	連合会・浦 和
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	6/21・22	N Vビル(北浦和)	連合会
	乾燥設備作業主任者	7/1・2	N Vビル(北浦和)	連合会
		5/11・15・16・22	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
	フォークリフト運転業務	5/15・18・19・20	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
玉掛け技能講習		5/21・23・29・30	さくらめいと他	熊 谷
		6/5・6・12・13	サイデン化学(株)東京工場	連合会・浦 和
		6/5・6	ボッシュ(株)	川 越
		6/12・13・19・20	アイチ研修センター	大 宮
		6/16・19・20・26	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
		6/19・20・26・27	(株)中川機器製作所	連合会・秩 父
		7/10・11・12・13	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		7/14・17・18・24・25	行田市商工センター他	行 田
		7/14・17・18・19	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
		5/7・8・9	さくらめいと他	熊 谷
		5/7・8・9	川越地区労働基準協会	川 越
		6/10・11・12	川口機械工業(協)(株)須崎鋳工所	川 口

平成二十二年五月一日発行第二〇四号
隔月一回発行

「労働基準ニュース」

編集兼発行者
龍島 明

発行所
(社)埼玉労働基準協会連合会(さいたま市浦和区北浦和五の三の二〇)
印刷所
布施印刷所
(電話)〇四八一八二一三四六六

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習等	安全衛生推進者	5/13・14	川口総合文化センター(リリア)	連合会・川口
		6/24・25	さくらめいと	連合会・熊谷
		7/1・2	川越地区労働基準協会	連合会・川越
		7/8・9	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
		7/28・29	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		8/24・25	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
衛生推進者		6/1	NVビル(北浦和)	連合会・浦和
		7/22	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		7/23	川口総合文化センター(リリア)	連合会・川口
安全管理者選任時研修		6/29・30	埼玉県農業共済会館	連合会・浦和
		7/12・13	埼玉県農業共済会館	連合会
特別教育	自由研削といし取替・調整業務	5/20	川越地区労働基準協会	川越
	粉じん作業業務	5/26	さくらめいと	熊谷
	低圧電気取扱業務	6/10	春日部市商工振興センター	春日部
		7/中旬	さいたま産業文化センター	浦和
	動力プレスの金型等調整業務	7/中旬	さいたま産業文化センター	浦和
その他の教育・講習	職長等監督者安全衛生教育	5/13・14	さいたま市産業振興会館	大宮
		5/18・19	川越地区労働基準協会	川越
		5/26・27	川口機械工業(協)	川口
		6/22・23	春日部市商工振興センター	春日部
		6/22・23	行田市商工センター	行田
		6/22・23	さいたま産業文化センター	浦和
	リスクアセスメント社内リーダー養成研修	7/21・22	春日部市商工振興センター	春日部
		5/31	NVビル(北浦和)	連合会
	KYTトレーナー研修	7/12	NVビル(北浦和)	連合会
		6/17・18	NVビル(北浦和)	連合会
		8/24・25	行田市商工センター	連合会・行田
行事等	第一種衛生管理者受験準備講習	6/23・24・25	埼玉県農業共済会館	連合会
	労災発生事例・対策等講習会	7/8	ワークヒルズ羽生	行田
	危険予知訓練研修会	7/23	川越地区労働基準協会	川越
	労働衛生管理協議会	5/12	熊谷会館	熊谷
	定期総会	5/19	マロウドイン熊谷	熊谷
		5/21	プリムローズ有朋	浦和
		5/24	川口総合文化センター(リリア)	川口
		5/24	大宮ラフォーレ清水園	大宮
		5/26	行田市商工センター	行田
		5/27	春日部市商工振興センター	春日部
		5/28	秩父宮記念市民会館	秩父
		5/下旬	大宮ラフォーレ清水園	連合会
		6/11	西武ドーム(獅子)	所沢
		6/22	川越市ラ・ボア・ラクテ	川越
	安全管理協議会	6/3	熊谷会館	熊谷
	無災害表彰式	6/3	春日部商工振興センター	春日部
	埼玉産業安全衛生表彰式	7/6	ホテルブリランテ武蔵野	連合会

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242